

## 大和市立学校施設使用条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、学校施設(学校敷地内にある施設又は設備をいう。以下同じ。)の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例の目的が、学校施設の使用について必要な事項を定めることであることを示している。

### 【解説】

学校教育法や社会教育法、スポーツ基本法では、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育その他公共のために利用させることができると規定している。

#### <学校教育法>

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

#### <社会教育法>

第44条 学校(国立学校又は公立学校をいう。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認められる限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

#### <スポーツ基本法>

第13条 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

### (使用許可)

第2条 学校施設を使用するものは、教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。この場合において、別に規則で定めるものは、あらかじめ、教育委員会の使用資格等に関する団体の登録(以下「利用者登録」という。)を受けなければならない。

2 使用ができる学校施設は、別表のとおりとする。

3 教育委員会は、使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を拒否し、又は使用許可をしないものとする。

(1) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められたとき。

(2) その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。

## 【趣旨】

本条は、学校施設の使用にあたっては、教育委員会の許可が必要であること、使用できる学校の範囲、また、許可を行う場合は条件を付すことができることを規定している。

## 【解説】

### < 第1項関係 >

社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、管理機関である教育委員会の許可を受けなければならないことが、下記のとおり規定されている。

### < 社会教育法 >

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

公立学校の施設は、地方自治法上の「行政財産」にあたり、下記の規定から学校施設の本来の目的である学校教育の用途又は目的を妨げない限り、その使用を許可することができる。また、相当の理由がある場合は、その許可を取り消すことができる。

### < 地方自治法 >

#### 第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

### < 第2項関係 >

使用できる学校施設の範囲を、別表に規定している。

### < 第3項関係 >

学校の施設、設備等の管理運営において、管理上の観点が必要であることから、本項では、「管理上必要な条件を付すことができる。」と規定している。

### < 第4項関係 >

学校の施設の利用が、集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、下記の規定に準じて利用者登録を拒否、又は使用許可をしない。管理上支障がある場合についても同様とする。

### < 大和市暴力団排除条例 >

## 第9条

- 2 市長、行政委員会の長及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

### (使用許可の取消し等)

第3条 教育委員会は、利用者登録又は使用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録若しくは使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあってもその責任を負わない。

- (1) 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明したとき。
- (2) 学校運営上支障が生じたとき。
- (3) 前条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他教育委員会が管理上支障があると認めたとき。

### 【趣旨】

本条は、虚偽の申請があったときや学校運営上支障が生じたとき等に、使用の取り消しや中止、変更をすることを規定している。

### 【解説】

利用者登録又は使用許可を受けたものが、各号のいずれかに該当するとき、使用の取り消しや中止、変更をさせることができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあってもその責任を負わないことを規定している。

### (損害賠償等)

第4条 使用許可を受けたものは、学校施設を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその理由を付し、教育委員会に届け出てその指示を受け、これを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、学校施設の使用許可を受けたものは、民法で規定する、善良な管理者としての注意をもって施設を管理・使用する義務が発生することを規定している。

### 【解説】

使用者が学校の施設、設備等を損傷又は滅失したときには、直ちに、教育委員会に届け出を行い、

教育委員会の指示を受け、原型回復又は損害賠償を行う必要がある。

(使用料)

第5条 第2条第2項の規定による学校施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

本条は、学校施設を使用する場合は、使用料の支払い義務が発生すること、また、その使用料の減免があること、及び、既に納めた使用料は原則として還付しないことを規定している。

【解説】

<第1項関係>

第2条第1項の解説のとおり、学校施設の使用許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に沿って行う。下記のとおり、この規定により使用許可を行った学校施設の利用にあたっては、使用料の徴収が認められており、使用料に関する事項は条例で定める必要がある。

<地方自治法>

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

使用料は、施設の種別及び使用時間帯に応じて基準が定められており、別表において具体的に規定している。

<第2項関係>

本項で規定する使用料の減免については、教育委員会規則において、下記のとおり規定している。

<大和市立学校施設使用条例施行規則>

第10条 条例第5条第2項の規定による減免は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、電気陶芸窯及び校庭夜間照明設備に係る使用料については、市が主催し、又は共催する事業の場合を除き、減免しない。

別表第2(第10条関係)

使用内容	減免の範囲
1 市が主催し、又は共催する事業等のためにしようするとき。	全額

2	自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用する時	全額
3	地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。	全額
4	国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する時。	2分の1の額
5	公共的団体又は非営利法人が使用する時(2の項又は3の項に規定する時を除く。)	2分の1の額
6	第5条第1項に規定する登録の承認を受けた者が使用する時。	2分の1の額
7	その他教育委員会が特別の理由があると認めた時。	2分の1の額

<第3項関係>

本項ただし書で規定する使用料の還付については、教育委員会規則において、下記のとおり規定している。

<大和市立学校施設使用条例施行規則>

第11条 条例第5条第3項の規定により使用料を還付する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会が正当の理由があると認めるとき。

使用料を還付する場合として、学校行事、公的行事(公職選挙を含む)、天候不順、工事若しくは保守点検等により学校施設が使用できなくなったとき、又は、災害・事故の発生、計画停電、インフルエンザ・はしか等の流行により、使用者の安全・衛生を確保できず、学校施設の使用を中止すべきと教育委員会が判断したとき等が該当する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【解説】

学校施設の使用について、本条例で規定しているほか、さらに必要な事項については、教育委員会規則で定めることとしている。具体的には、「大和市立学校施設使用条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第1号)」で規定している。